

食文化活用・創造事業実施要領

制定 平成22年4月1日 21生産第10457号

第1 目的

この要領は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の食文化活用・創造事業の項に掲げる事業について、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式1により作成し、承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の中止又は廃止の承認申請については、交付要綱第5の規定に基づく「事業中止（廃止）承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。なお、農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領（平成22年3月5日付け21総合第1907号大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「公募要領」という。）に定めるところにより選定された補助金交付候補者については、実施要綱第5の1の事業実施計画の承認を得たものとみなす。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の重要な変更は、以下のとおりとする。

（1）全国段階（実施要綱別表1の食文化活用・創造事業の項の「1 全国段階」をいう。以下同じ。）

交付要綱別表1の3の事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

（2）地域段階（実施要綱別表1の食文化活用・創造事業の項の「2 地域段階」をいう。以下同じ。）

ア 事業の内容の追加又は削除

イ 事業目的の変更

ウ 交付要綱別表1の3の事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

第3 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、別記様式2により事業実施状況報告を作成し、生産局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 1の規定にかかわらず、生産局長は、必要に応じ、事業実施年度の途中又は事業完了後、事業実施主体に対して事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

第4 事業収益状況の報告

事業実施主体（地域段階の取組を実施する事業実施主体に限る。第5の1において同じ。）は、実施要綱第9の1の規定に基づき、本事業に係る特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、商標権、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権をいう。以下同じ。）の譲渡又は

当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、事業終了年度の翌年度以降5年間、毎年、別記様式3により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後3月以内に生産局長に提出するものとする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

第5 収益納付

1 事業実施主体は、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、実施要綱第9の2の規定に基づき、原則として毎会計年度の当該収益に、当該特許権等の取得に係る事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を補助事業に関連して支出された費用総額で除して得た値を乗じて得た額を、国庫に納付するものとする。

2 収益納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度以降5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、当該特許権等に係る事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益納付すべき期間を延長することができるものとする。

第6 その他

1 事業の実施

この事業を実施するに当たっては、次によるものとする。

(1) 全国段階

学識経験者、食材や食文化の専門家、知的財産の専門家等により構成される委員会において、

ア 食の分野で商標、意匠等知的財産権を取得している事例

イ 地域の伝統的な食材、食品、料理、器等を総合的に活用し経済的価値を創出している事例

ウ 地域で生産された農林水産物を活用した創作料理等を開発して、地域の活性化につなげている事例

等の食文化を活用している先進事例について、国内におけるアンケート調査及び現地調査等を実施し、知的財産面における課題・対策等について整理・分析の上、報告書及びガイドラインを作成し、情報提供を行うものとする。

地域で生産された農林水産物を活用し地域の活性化に取り組む者とそれを支援する者などが情報提供・交換、交流を行う場を設け、食文化に関する講演会、パネルディスカッション等を開催するものとする。

(2) 地域段階

事業実施主体の取組

事業実施主体は、事業の効率的な実施を図るため、次のアについては必ず取り組むものとし、次のイからオまでについては、必要に応じて2つ以上選択して実施できるものとする。

ア 検討会の開催

流通業者、消費者、料理研究家等からなる検討会を開催し、地域に伝わっている伝統料理や新たに開発した創作料理等に関し、その周知を戦略的に図るための計画を策定するものとする。

なお、当該計画には、本事業実施後から3年以内の知的財産権の取得を目標とし

て盛り込むことを条件とする。

イ 地域で生産された農林水産物を活用した創作料理の開発

地域で生産された農林水産物を活用した創作料理の開発等を行い、これらの創作料理に係る消費者・実需者の評価の調査等（消費者・実需者による試食会、アンケート調査等）を実施するものとする。

ウ 地域食文化発信店の認定

料理研究家、生産者、流通業者等の地域の関係者で構成される認定団体（以下単に「認定団体」という。）により、イで開発した創作料理をはじめ、地域で生産された農林水産物を使った料理を提供する飲食店等を地域食文化の発信店として認定を行うとともに、当該認定を受けた店（以下「認定店」という。）をマッピングし、情報提供等を行うことで、認定店についての周知を図る活動を行うものとする。

また、認定団体は、地域食文化の発信店を認定するために必要な生産、加工、出荷体制、名称等の管理に係る統一的な基準の検討、基準検討に必要な実証及び試験等の実施、基準やマニュアル等の作成を行うものとする。

エ 情報発信による周知活動の実施

ロゴ、パッケージデザイン等の作成、ホームページ作成、パンフレット等の作成及び配布、情報誌等を通じた広報活動を通じて、イの創作料理やウの認定店マップ等を紹介し、地域の食文化についての情報発信を実施するものとする。

オ 講演会等の開催の実施

地域の食文化についての理解を深めるため、料理講習会、生産・加工現場の見学会、イの創作料理やウの認定店についての基準やマニュアルの普及のための研修、講演会等を開催するものとする。

事業実施主体の要件

ア 地域段階の事業実施主体は、生産者、料理人、地方自治体、商店街、流通業者、食器等の伝統的工芸品の製造者、ホテル又は旅館等の関係者により組織される協議会であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

a 代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあるもの

b 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているもの

イ 協議会の申請については、第2の1に規定する事業実施計画の承認申請の際に併せて行うものとする。

事業実施の要件

ア 地域段階の対象は、地域で生産された農林水産物を50%以上使用（重量又は材料費（調味料及び水を除く。））した料理に関する取組とする。

イ 対象となる地域の範囲は、事業実施主体の活動区域内（原則として事業実施主体が所在する都道府県を範囲とし、事業実施主体の活動状況等により、隣接する都道府県の一部の地域を含むことができる。）とする。

ウ 地域段階の取組内容については、1の（1）に規定する全国段階の取組を通じて公表するものとする。

2 補助対象経費の範囲

本事業の補助の対象となる経費は、以下のすべてを満たす経費のうち、次に掲げるものとする。

1に規定する本事業の実施に直接要する別紙に掲げる経費であって、本事業の対象であることが明確に区分できるもの

証拠書類によって金額等が確認できるもの

事業内容	補助対象経費の範囲
全国段階 (1 の (1) 関係)	会議の開催に要する委員出席謝金、委員出席旅費、会場借料、会議費、会議資料印刷費、報告書作成費、調査謝金、調査旅費等
地域段階 検討会の開催 (1 の (2) の ア関係)	会議の開催に要する委員出席謝金、委員出席旅費、会場借料、会議費、会議資料印刷費、報告書作成費等 なお、開発した名称、ロゴ、パッケージデザイン等について、商標権、意匠権等の登録出願を行う場合は、その出願にかかる経費を補助対象経費に含めることができるものとする。
地域で生産された農林水産物を活用した創作料理の開発 (1 の (2) の イ関係)	試作に必要な原材料費、試作・試験施設及び機器の借り上げ経費、マニュアル作成費、技術指導者謝金、技術指導者旅費等 なお、開発した創作料理に係る製造機器等の整備費は本事業の対象外とする。
地域食文化発信店の認定 (1 の (2) の ウ関係)	委員出席謝金、委員出席旅費、会場借料、会議費、会議資料印刷費、基準検討に必要な実証及び試験等の実施に当たっては、実施に係る作業の実施経費、調査・分析経費、資材購入費（事業実施地区において一般に使用されている肥料等は除く。）及び機械・機器の一時借上費等 なお、基準管理のための機器の整備費及び廃棄物処理経費は、対象外とする。
情報発信による周知活動の実施 (1 の (2) の エ関係)	刊行物への掲載費、ホームページ作成料等 なお、販売促進のために実施するPR活動としての、ポスター、パンフレット等の作成、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝・広告等に係る経費は、補助の対象外とする。
講演会等の開催の実施 (1 の (2) の オ関係)	講師出席謝金、講師出席旅費、会場借料、会議費及び会議資料印刷費等 料理講習会、生産・加工現場の見学会の開催に当たっては、集合場所からの移動に要する費用を補助対象経費に含めることができるものとする。 また、見本市等への出展をする場合、見本市等への参加費、サンプルの輸送費、テナント整備費を経費に含めることができるものとする。

3 事業の着手時期

本事業は、補助金の交付の決定後に着手するものとする。ただし、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式4により、生産局長に提出するものとする。

4 事業の委託

事業実施主体は、事業遂行に当たり、特殊な知識等を必要とする場合は、その事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託することができる。ただし、その範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

5 承認の通知

ア 生産局長は、地域段階について、第2の1の事業実施計画、第2の2の重要な変更又は第6の1の(2)のイの協議会の申請について承認した場合にあっては、速やかに事業実施主体に通知するとともに、事業実施主体の所在する都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては北海道知事、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

イ 地方農政局長等（北海道知事を除く。）は、アの報告を受けたときは、速やかにその管轄する都府県の知事に通知するものとする。

6 報告又は指導

生産局長は、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(別紙)

費目	内容	注意点
<p>機器備品費</p> <p>消耗品費</p>	<p>事業を実施するための、機器・物品等の購入、開発・改良、修繕又は据付等に必要経費事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・ パソコン等汎用性の高いものについては認めない。 ・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
<p>旅費</p>	<p>事業を実施するための、事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施又は事業実施主体の依頼に基づき、分担者等が行う資料収集、各種調査、事業打合せ、成果発表等の実施に必要な移動のための経費</p>	
<p>謝金</p>	<p>事業を実施するための資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業代表者、分担者、事業支援者等事業に参画する者に対する謝金は、認めない。
<p>賃金</p>	<p>事業を実施するため、業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者（以下「事業支援者」という。）等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会情勢等を勘案して適切な単価を設定すること。 ・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 公募要領において補助の対象とならないとされている経費（ボーナス、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。 ・ 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
<p>役務費</p>	<p>事業を実施するため、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費</p>	
<p>委託費</p>	<p>本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の民間団体に委託するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限るものとする。 ・ 各年度の事業費の額の50%未満とすること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は、認めない。 ・当該民間団体内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
その他	<p>事業を実施するための、設備の賃借料(リース又はレンタル料等)、労働者派遣事業者から事業支援者等の派遣を受けるための経費、事業支援者等を雇用するための経費(賃金を除く。)、文献購入費、光熱水料、通信運搬費(切手、電話、実験用機器等の運搬費等)、複写費、印刷製本費、会議費(会場借料等)、交通費(勤務地域内を移動する場合の電車代等、旅費で支出されない経費)、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料及び送金手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食費としての茶菓代は、会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限ることとし、弁当は認めない。 ・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは、除く。

別記様式 1 (第 2 関係)

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度食文化活用・創造事業（全国段階、地域段階）実施計画の
（変更、中止、廃止の承認）の申請について

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 総合第 20
74 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて、
承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

- 1 関係書類として、全国段階にあつては別添 1 を、地域段階にあつては別添 2 を、参考書類とともに添付すること。
- 2 変更の場合には、事業実施計画の承認通知があつた事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 3 中止又は廃止の場合には、当該箇所に事業を中止又は廃止する理由について記載すること。

別 添 1

食文化活用・創造事業（全国段階）事業実施計画書

1 総括表

事業概要及び経費の配分	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
	千円	千円	千円	
(1) 委員会の運営 うち 謝金 ×××××費		- - -	- - -	
(2) 食文化に関する交流会等の実施 うち 賃金		- -	- -	
(3) 国内アンケート調査 うち 費費		- -	- -	
(4) 国内現地調査 うち 費費		- -	- -	

(注) 1 「備考」欄には、仕入れに係る消費税等がある場合にはその相当額について「除税額 円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

- 2 謝金及び賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
- 3 補助金の交付決定前に支出される経費は、自己負担とする。

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 委員会の運営

ア 委員会の運営方法

委員会の運営方法、委員の募集方法、情報管理等を具体的に記入。

イ 食文化に係る委員会の開催

回数	開催時期	場所	委員会の構成	検討内容等
回	月			

ウ 講演会・パネルディスカッション等の開催

回数	開催時期	場所	参集人数	講師、パネリスト名及び内容
回	月		人	

エ 食文化に関する情報発信

実施時期	活動内容等	備考

(2) 食文化に関する国内アンケート調査の実施

項目	時期	調査対象	調査方法	調査内容
	月			

(3) 食文化に関する国内現地調査の実施

項目	時期	調査対象	調査方法	調査内容
	月			

別 添 2

食文化活用・創造事業（地域段階）事業実施計画書

第1 食文化を活用した取組における計画

1 事業実施主体

(1) 概要

事業実施主体名	設立年、月	概要

(注) 事業実施主体の規約、組織図、会計処理規程、総会資料等事業実施主体の概要・活動状況及び過去の農林水産省等の国庫補助事業の取組に関する資料（様式任意）が分かる資料を添付すること。

(2) 取組の実施体制

担当する項目	役職・氏名	取組体制図
総括責任者		
会計担当		
担当		
担当		

(注) 事業実施主体だけでなく、事業支援者等含めて、事業内容と整合が取れている内容で記入すること。

2 現状

(1) 事業実施地域又は事業実施主体の現状と課題

事業実施地域又は事業実施主体における、生産、経営、流通等の課題を幅広く数値等も交えて、具体的に記述すること。

(2) 食文化活用・創造事業に取り組む料理の概要

料理名： 料理名が決定されていない場合、「 (仮称)」、「 (農林水産物名)を使用した料理」とすることも可。

当該料理について食文化活用・創造事業に取り組む理由：

食文化活用・創造事業に取り組むに当たり、使用する農林水産物と地域との何らか(自然的、歴史的、風土的、文化的、社会的等)の結付きがあれば、そのことについても記載すること。

(3) 食文化の活用に向けた取組の現状

地域の合意形成状況、地域における関係機関・団体との連携状況、実需者(加工、流通業、小売業等)、消費者等との連携状況等について、事業実施主体が食文化の活用に向けて実施している取組を具体的に記述すること。

3 食文化を活用した取組の長期的な目標

3年程度先を見据えた取組の展開方向を記述すること。
また、知的財産権（商標又は意匠等）の取得に向けた取組についても記述すること。

補助事業期間中及び補助事業期間終了後3年以内に、知的財産権を取得した場合には、生産局長にその旨報告するとともに、取得した知的財産権についての資料等を添付すること。

第2 平成 年度事業実施計画

1 平成 年度事業実施計画総括表

都道府県 名及び市 町村名	事業 実施 主体 名	事業目標	事業概要及び経費の配分	事業費	負担区分			補助 率	備考	
					国庫補助 金	自己資金	その他			
			(1) 検討会の開催 うち 費 費 費 ×××××費	円	円	円	円	1/2		
			(2) 地域で生産された農林水産物を 活用した創作料理の開発 うち 費		-	-	-	-	1/2	
			(3) 地域食文化発信店の認定						1/2	
			(4) 情報発信による周知活動の実施						1/2	
			(5) 講演会等の開催の実施						1/2	
			計	円	円	円	円			

(注) 1 「備考」欄には、仕入れに係る消費税等がある場合にはその相当額について「除税額 円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
 2 謝金及び賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
 3 補助金の交付決定前に支出される経費は、自己負担とする。

2 平成 年度の事業目標の詳細 (第 2 の 3 の表に記入した事項について、記述すること。)

事業目標：	事業実施により達成すべき取組を記述すること。 また、知的財産権（商標又は意匠等）の取得に向けた取組についても記述すること。
事業内容：	どのように事業を実施することにより、事業目標に定められた取組が達成できるか記述すること。 地域で生産された農林水産物を 50%以上使用した料理に関する取組であることを記述すること。

3 事業目標に対する自己評価

事業実施報告の際に記載すること。 事業目標に定められた取組が達成できたかどうか事業成果を踏まえて記述すること。
--

4 重複申請の有無

同一の取組内容について、既に農林水産省又は他省庁の補助金を受けている場合、採択を受けている場合又は他の事業に申請している場合は、その旨を記述すること。

5 平成 年度事業実施計画の詳細

(1) 検討会の開催

ア 検討会の開催

回数	開催時期	場所	参集範囲	検討内容等	備考
回	月				

(注)事業実施報告の際には、新たに開発した料理等に関し、周知を戦略的に図るために策定した計画を添付すること。

イ 知的財産権（商標又は意匠権等）の出願

実施時期	備考
月	

(注)出願したものについては、出願番号を備考欄に記述するとともに、出願した商標又は意匠等を添付すること。

(2) 創作料理の開発

実施時期	取組内容	備考
月		

(3) 地域食文化発信店を認定するための基準の作成

ア 基準策定のための関係者から成る会議の開催

回数	開催時期	場所	参集範囲	検討内容等	備考
回	月				

イ 基準策定のための実証及び試験の実施

実施目的	実施時期	対象品目等	実施方法	調査内容	管理主体	備考
	月					

ウ 基準・マニュアル等の策定

策定時期	配布部数	配布範囲	備考
月	部		

(注)事業報告の際は、内容を示す資料を添付すること。

エ その他必要な取組

実施時期	内容	備考
月		

(4) 情報発信による周知活動の実施

ア ホームページの作成

時期	作成内容	備考

イ パンフレット等の作成

時期	内容	作成部数	配布の考え方	備考
			配布先及び活用方策を記入すること。	

ウ 情報誌等の活用

時期	活用媒体	内容	掲載規模	備考

(5) 講演会等の開催の実施

回数	開催時期	場所	参集範囲	講習会の内容等	備考
回	月				

別記様式 2 (第 3 関係)

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

食文化活用・創造事業（全国段階、地域段階）の事業実施状況報告
（平成 年度）

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 総合第 2074
号農林水産事務次官依命通知) 第 7 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

別添については、別記様式 1 の別添様式に準じて作成し、
併せて参考書類を添付すること。

別記様式3 (第4関係)

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度食文化活用・創造事業(地域段階)収益状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった食文化活用・創造事業(地域段階)に関する平成 年度の収益の状況について、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知)第9の1の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(別添)

- 1 事業の内容
- 2 本事業に係る特許権等の譲渡又は実施権の設定による収益
項目名() 円
- 3 当該特許権等の取得に係る事業に支出された費用総額 円
- 4 当該特許権等の取得に係る事業の補助金の確定額
年 月 日付け 第 号確定 円
- 5 補助金が当該特許権等の取得に利用された割合 %

(算定根拠)

(注)収益計算書等を添付すること。

別記様式 4 (第 6 関係)

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度食文化活用・創造事業（全国段階、地域段階）交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので、届出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間においては、計画変更を行わないこと。

別添

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由